

■ 令和8年 給与計算メニューの変更点

令和7年税制改正により、令和8年の給与業務において改正される箇所がございます。

CASH RADAR PB システムでは昨年中に改正対応メンテナンスを完了しておりますので、あらためてその内容をご案内いたします。

PBS 改正対応 8年分



～サポートページ

令和8年分源泉所得税改正対応メンテナンスにつきまして

●● 令和8年 源泉徴収税額表の改定

令和8年1月より源泉徴収税額表が改定されております。

PB システムでは、支給日が2026.1.1以降の給与/賞与において新しい税額表に基づく源泉所得税が自動算出されます。

◆ ご確認下さい

PB システムでは、甲欄の給与において「電算式」を採用しております。各税表区分で採用している計算式をご確認下さい。

※ P.. は国税庁「令和8年分源泉徴収税額表」の記載ページ

給与	甲欄	電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法（電算式）	P18
	乙欄	給与所得の源泉徴収税額表：月額表：乙欄（税額表）	P1～7
賞与	甲・乙欄	賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（税額表）	P15～16
—	丙欄	給与/賞与とも源泉税の自動計算なし	—

●● 「源泉控除対象親族」の創設

従来の「控除対象扶養親族」が『源泉控除対象親族』とあらためられ、従来の控除対象扶養親族にあたる親族に加え、19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の親族も源泉控除の対象となります。

PB システムでは、社員情報設定ならびに源泉徴収簿入力メニューに登録枠が追加されております。

	生年月日		扶養	New 特親	New 源泉控除対象	...
野本 太郎	長男 平成	16年2月1日	特親	該当	該当	
野本 花子	長女 平成	18年10月1日	特定	非該当	該当	
野本 はる子	次女 平成	23年9月1日	非該当		非該当	

<ポイント> 「特定親族」がいる場合は確認・設定が必要

19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の親族においては社員情報設定（および源泉徴収簿入力）にて、新区分「特親」ならびに「源泉控除対象」の設定を確認していただく必要があります。